

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日号外法律第88号） 第9条第1項	鳥獣の捕獲許可	環境企画課

- 1 ツキノワグマの捕獲を許可する場合は、人の生命又は身体に対し、危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合とする。
- 2 ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を許可する場合は次のとおりとする。
 - ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか、又はそのおそれがある場合であって、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに、その防止及び軽減を図るために行われる場合。
ただし、外来鳥獣等については、被害の有無にかかわらず許可するものとする。
 - イ 鳥獣による農林作物等の被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合。
- 3 ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を許可しない場合は次のとおりとする。
 - ア 有害鳥獣捕獲の後の処置の計画等に照らして明らかに有害鳥獣捕獲の目的が異なると判断される場合。
 - イ 有害鳥獣捕獲によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で有害鳥獣捕獲をする場合は、この限りではない。
 - ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、有害鳥獣捕獲によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
 - エ 有害鳥獣捕獲に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した有害鳥獣捕獲を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても有害鳥獣捕獲の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- 4 標準処理期間は、5日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。